

兼担を命ぜられる。

十八日 校長心得久保田鼎校長に任命される。

三十日 嘱託本田種竹清国より帰国。

二月十日 教授海野美盛休職しフランスへ向け出発。

十七日 教授長沼守敬依願免官。

二十六日 教授浅井忠渡仏。

三月十日 敷波重次郎美術解剖授業嘱託となる。

二十一日 教授黒田清輝は文部省より美術に関する制度取調

べ並びに絵画教授法研究のため満一ケ年のフランス留学を命ぜられる。

三十日 助教授金井清吉歿。

四月十八日 辻村延太郎助教教授に任命される。

二十日 嘱託藤田文蔵教授に任命される。

五月十二日 桜岡三四郎助教教授に任命される。

十四日 中村如等、高橋烏谷雇(助教)を命ぜられる。

十五日 助手小林万吾助教を命ぜられる。嘱託中村勝治郎

助教を命ぜられる。

二十四日 黒田清輝フランスへ向け出発。

六月二十九日 助教黒岩淡哉塑造科嘱託を命ぜられる。

七月二十一日 教授荒木寛畝帝室技芸員を命ぜられる。

八月二十三日 今泉雄作教授を辞し帝室博物館(美術部長)へ転

任。

九月五日 川崎千虎図案授業嘱託を命ぜられる。

六日 岩村透渡仏のため解嘱される。

七日 今泉雄作図案科授業嘱託を命ぜられる。

十五日 新井春次郎美術解剖授業嘱託を命ぜられる。助教

授田中後治休職。

十七日 河辺正夫図案科助教教授を命ぜられる。

三十日 敷波重次郎解嘱。野口吉五郎解雇。

十二月三日 鈴木繁吉体操授業嘱託を命ぜられる。

十七日 吉田清次郎調漆授業嘱託を命ぜられる。

② 久保田鼎校長就任と制度改革計画

明治三十三年一月十八日、校長心得であった久保田鼎は正式に校長(帝國博物館理事および主事兼任)に任命された。当時の新聞記事は久保田校長のもとで制度改革の検討が進められていたことを窺わせる。

○東京美術學校 同學校にてハ豫々^{〔かねがね〕}教授法を一新して二十世紀の美術を大成せんとする計畫あり 評議稍や熟したれば本月末にハ其大意を公にすべしと

(明治三十三年一月十三日『読売新聞』)

○東京美術學校今後の方針 久保田校長が今後に取るべき美術學校の方針ハ未だ發表されざれ共豫め推斷し得る所ハ彫刻科ハ塑像^{〔造力〕}を中心とし、彫金鍛金ハ之を一括して合同一致せしめ十年來欠け居たる建築科ハ之を補充すると同時に現在の圖案科中建築裝飾と工藝圖案とを分離して各々實驗製作の道を求むるに力め、西洋

畫ハ現時の儘に進行し、日本畫ハ暫く手を着けずと云ふに止まるべし、而して此の方針を實行するにハ先づ校則の改正を要すべしと云ふ

(明治三十三年一月二十二日『読売新聞』)

美術雜信

綱 嶋 梁 川

拜啓美術學校の久保田校長は學生の卒業期を無期限と致しいつまでも學生の志望にまかせて修業致させ候かた却つて眞の美術家を養成するの道なれば今後は此の方針を取る見込みなりと申され候由至極結構の事と存候 尙ほ窮屈なる規則がためにて學生の心を絆るやうの事なく一面飽くまでも放任主義を取ると共に他面大に學生を鼓吹して彼等に大なる美術上の理想を吹きこむやうの教育法こそ我等のくれぐれも同校長に對して希望する所に候〔下略〕

(明治三十三年二月七日『大阪毎日新聞』)

○東京美術學校規則改正の件 東京美術學校規則改正案ハ既に脱稿し明日教員會議に附して討究する筈なるが右改正案の概要ハ從來の方法を改め豫科を三年、本科を五年とし豫科は小學高等科卒業の生徒を、本科ハ尋常中學卒業の生徒を入学せしむる等の事なり、又會議の模様により現時の撰科ハ廢さるゝやも知れずと

(明治三十三年三月三十日『読売新聞』)

○東京美術學校の學制改革 同校にては來學年より學制を改革す

る由今其の概要を聞くに從來の選科^{〔撰〕}を廢して修業年限を八ヶ年となし豫備科を三ヶ年本科を五ヶ年となし豫科志望者は中學二年級卒業生及び之と同等の學力を有するものより募集し普通教育及び美術教育を併授し三ヶ年を以て中學卒業の資格を造りて本科一年に編入せしめ(即ち同幼年學校が最初より軍事教育を受けたるものを歡迎するが如く之も亦最初より美術教育を受けたる者を採用する方便なり)而して現在學生は各一年級づゝ超越して卒業せしむる由 又た尋常中學卒業生は試験の上直に本科一年に入學を許可し又本科にありては從來の講座科目の他に更に數種の學科を増設し而して圖案科を獨立せしめて實地修業をなさしめ更に建築科を設けて工科大學卒業生と同等の資格を有するものを養成する由にて該改革規則は來九月迄に發表せらるべしと云ふ(〆〆子)

(明治三十三年五月二十九日『日本』)

これらの記事から判断して当時學校當局が検討していた改革項目は一、塑造を彫刻教育の中心に置くこと、二、彫金科と鍛金科の統合、三、建築科設置、四、修業年限の改正、五、予科ないし予備科設置、六、撰科廢止等の問題であったことがわかる。一の問題は塑造科設置以後も残存していた木彫主義を払拭しようとする動きの現われであろう。翌年五月の彫刻科分科廢止というかたちで解決する。二の問題は明治三十八年の金工科設置に至って解決する。三、四、五は以前から懸案となっていた問題で、このうち三と五については、學校當局は年報の「将来施設上必要ト認ムル件」の項目にこれらを掲げてさらに上局への要請を続ける。四は本校創設以來の問

題点であったが、芸術教育上の理想と官立学校としての制約が対立し、のちのちまでも十分な解決は得られなかった。六については、本年度年報「生徒」の項に記されているように、撰科生を漸次減らすという措置がとられた。

③ 制服に関する追加規定

内規に属する制服規定に関し、「自明治四十四年一月教務内規、諸規定書類」に左の記録がある。

庶第一三八號

生徒服制相定度儀ニ付上申

本校生徒ノ服制ハ去三十一年八月十五日付ヲ以テ御認可相成居候
処右ハ冬服ノミノ儀ニ有之候ニ付今般夏服及外套ノ服制別紙ノ通
リ相定メ儀式ノ時ハ勿論平常ニ在テモ登校ノ節ハ必ス着用スル事
ニ致度此段至急仰高裁候也

明治三十三年七月六日

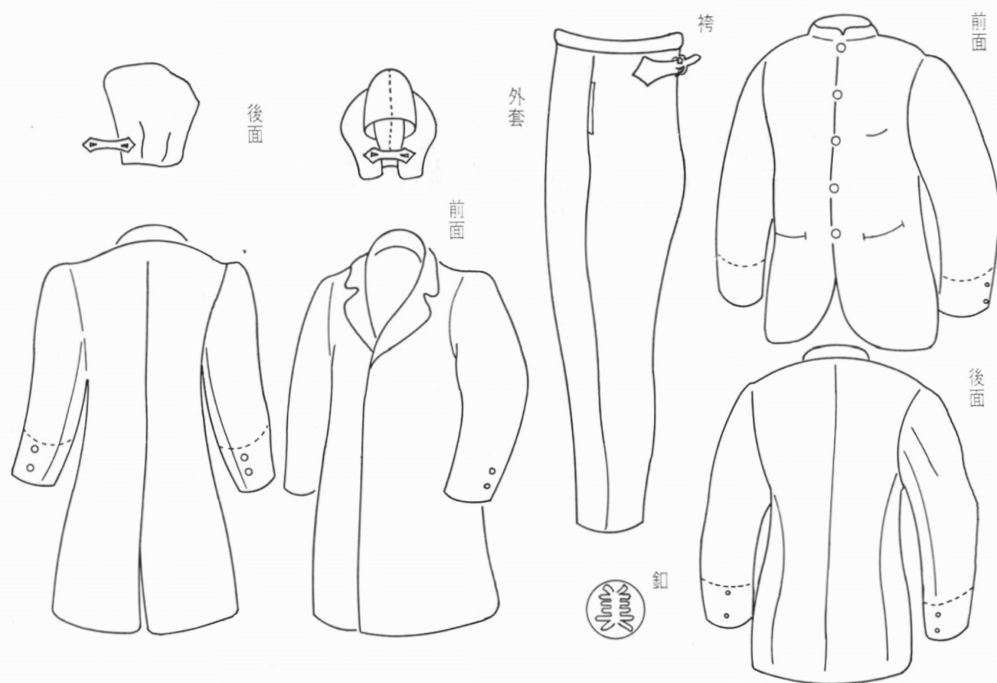
東京美術学校長久保田鼎〔印〕

文部大臣伯爵樺山資紀殿

この申請は同年同月二十四日に認可された。

④ 大村西崖の活躍

大村西崖は本書第一巻ですでに述べたように、岡倉覚三校長と意見が対立して助教授の職を辞した。しかし、美術学校騒動直後に新



制服（上記「庶第138号」別紙）